

☆ 子どもが生まれたら・・・

出生届

アメリカで子どもが生まれた場合、出生届を在外公館に提出するか、または、日本の市区町村役場に郵送することにより、その子どもの日本の国籍が留保され、日本の戸籍に記載されます。

○ 届出期限

アメリカで出生した場合、子どもが生まれた日を含めて3ヶ月以内です（例：3月3日に生まれた場合、6月2日までに届出）。この期限を過ぎると、その子どもは日本国籍を喪失します。

○ 婚姻届は提出済みですか？

アメリカの方式で婚姻しているものの、婚姻届をまだ出していない場合は、出生届よりも前に（もしくは出生届と同時に）婚姻届を提出する必要があります。婚姻届に先立って出生届のみを受理することはできませんので、ご注意ください。

なお、婚姻関係にない日本人母の子どもは、母親の戸籍に入ることになります。子どもの父親が認知している場合には、認知届の提出も必要となります。

○ 必要書類

①出生届書	2通	<ul style="list-style-type: none"> * 戸籍法施行規則により、届出のサイズはA3と定められています。 * 医師又は助産師が日本語を解する場合は、出生届書の右側の「出生証明書」欄を医師等に記入・押印してもらうことで、これを出生証明書として提出することが出来ます。この場合、②と③は不要です。
②外国官公署発給の出生証明書（Birth Certificate） （何らかの事情で届出期限（出生から3ヶ月）以内に出生証明書が入手できない場合は、届出期限内に当館に相談して下さい。）	原本 1通 コピー1通 （原本の返却を希望の場合には、 ・原本 1通 ・コピー2通 をご用意ください）	<ul style="list-style-type: none"> * 出生証明書には、①子どもの氏名、②性別、③出生年月日、④出生場所（州、郡、市町村名の記載があるもの）、⑤母の氏名の記載が必要です。
③出生証明書の抄訳文	2通	当館指定の様式をご利用ください。
④日本国籍を持つ父母 双方 の旅券	コピー各1通	<ul style="list-style-type: none"> * 両親とも日本国籍の方は、両親二人分のものが必要です。
⑤日本国籍を持つ父母 双方 の米国での滞在資格が確認できるもの（米国ビザ・グリーンカード等）		<ul style="list-style-type: none"> * 両親とも日本国籍の方は、両親二人分のものが必要です。

注：子どもの親が出生届提出時に戸籍の筆頭者になっていない場合で、親の現在の本籍地以外の市区

町村に新戸籍を編製する必要があるときは、必要書類は各3通となります。

例えば：

- 1 外国人とアメリカの方式で婚姻しているが、婚姻届未提出の場合は、婚姻届と出生届を同時に提出すれば必要書類は各2通。
- 2 出生届提出時に子どもの親がまだ祖父母の戸籍に入っている場合で、親の本籍地を今までと違う市区町村に編製する場合は各3通。(子どもの親は現在の戸籍から抜けて単独の戸籍を編製し、子どもはその戸籍に入ります。)

○届出方法

総領事館の窓口に直接提出するほか、総領事館の領事部宛、または、本籍地の市区町村役場宛に郵送することも可能です。

注：当館に郵送で届け出る場合、

- ・ 出生届書左上の届出日は、記入せずに送付してください。
- ・ 「出生証明書」の原本の返却を希望する場合には、返信用封筒を同封して「原本返却希望」と明記してください。

○記入の際の注意

子の氏名	<ol style="list-style-type: none">1 子どもの名に使用できる文字は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナのいずれかに限られます。2 「・」、「、」、「。」、「ー(ハイフン)」などの記号は使用できません。
父母との続き柄	長男、二男、二女、三女等と記入してください。
生まれたとき	<ol style="list-style-type: none">1 生年月日は元号(平成〇年)で、出生時間は時分まで記載してください。2 24時間制ではなく、午前・午後の12時間制で記載してください。例えば、夜中の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」となります。
生まれたところ	<ol style="list-style-type: none">1 子どもが産まれた病院の住所を日本文字(漢字、カタカナ)で「国名」、「州」、「郡」、「市区町村」、「通り」の順に「番地」まで記載してください。2 生まれたところは最小行政区画(市区町村名)が戸籍に記載されます。3 病院名は届書に記入する必要はありません。4 病院に番地がない場合は記入する必要はありませんが、「その他」の欄に「病院の住所には番地なし」と記載してください。
住所	<ol style="list-style-type: none">1 現住所を日本文字(漢字・カタカナ)で、「国名」、「州」、「市区町村」、「通り」の順に「番地」まで記載してください。2 世帯主との続き柄には、「子」と記載してください。

<p>父母の氏名 生年月日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍上の父母の氏名を日本文字（漢字、ひらがな、カタカナ）で記載してください。 2 外国人の場合は、ラストネーム、ファーストネーム ミドルネームの順序となります。 3 生年月日は、日本人は元号（昭和／平成〇年）で、外国人は西暦（19××年）で記載してください。
<p>本籍地</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍上の本籍地を記載してください。 2 戸籍では「-」（ハイフン）は使用できませんので、「〇-△△」ではなく、「〇丁目△△番地」と正確に記載してください。本籍地の記入が不正確な場合、戸籍に記載されるまでに余分に時間を要することがあります。
<p>父母の職業</p>	<p>国勢調査を行う年度のみ記入してください。</p>
<p>国籍留保</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 父または母が署名・押印（又は拇印）してください。 2 日本国籍を留保すると日本国籍とアメリカ国籍の重国籍となり、22歳になるまでにどちらかの国籍を選択する必要があります。
<p>その他欄</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍に記載したい子どもの名が出生証明書（Birth Certificate）と異なる場合は、『出生証明書には「花子ナンシー」とあるが、戸籍には「花子」と記載する。』と明記してください。 2 子どもの出生時間が出生証明書（Birth Certificate）に記載されていない場合は、「子の出生時間は母親／父親の供述による。」と記載してください。 3 病院に番地がない場合は、「病院の住所に番地なし」と記載してください。 4 子どもの親が戸籍の筆頭者になっていない場合は、「子の出生により下記に新本籍を設ける。」と記載し、新しく編製する本籍地をその文の下に明記してください。
<p>その他の注意事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 記入ミスがあった場合には、修正液を使わず、誤記に二重線を引き、二重線の上に訂正印を押し（捺印又は拇印）、その上部または下部に正しく記入してください。文字を追加する場合も訂正印を押ししてください。朱肉をお持ちでない方は、なるべく黒色を避け、赤色のスタンプインクを使用してください。 2 届出日は、当館に提出する日を記入してください。 3 届出用紙の欄外に英文で住所と電話番号を明記してください。

○国籍留保

外国で出生により外国籍を取得した日本国民は、戸籍法の定めるところにより、日本国籍を留保する意思表示をしなければ、出生時にさかのぼって日本国籍を失うこととされています。その者については戸籍が作成されません。

国籍留保の意思表示は、出生の届出をすることができる者が、出生の日から3ヶ月以内（生まれた日を含める）に、出生の届出とともに日本国籍を留保する旨届け出ることによってしなければなりません。

なお、国籍の不留保により、日本国籍を喪失した者は、20歳未満であって、かつ、日本に住所を有するときには、法務大臣（地方法務局）への届出により日本国籍を再取得することが出来ます。

日本国籍の再取得のために日本へ渡航する場合は、日本で長期滞在する必要がありますから、必ず事前に総領事館で「日本人の配偶者等（子どもを含む）」査証を取得してください。

○国籍の選択

重国籍者は、日本と外国の重国籍となった時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、重国籍となった時が20歳に達した後であるときは、その時から2年以内に、日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。

国籍の選択制度は、昭和59年の国籍法の改正によって新設されたのであるため、改正法の施行（昭和60年1月1日）前に重国籍となっていた者については経過措置が設けられ、その施行のときに重国籍となったものとみなすこととなりました。そして、従来、国籍の選択義務が課されていなかったことを考慮し、期限内に国籍の選択をしなかった時でも、その期限の到来時に日本国籍の選択を宣言したものとみなすこととされました。

○重国籍の子が日本へ渡航する場合

日本国籍を留保すると、アメリカ国籍との重国籍になります。

日本国籍を有する者が日本に入（帰）国する場合は、外国国籍の有無にかかわらず、日本国旅券を使用することとされています。一方、アメリカに入国する際には、アメリカの旅券を提示してアメリカ人として入（帰）国する必要があります。したがって、日米の重国籍者が日米を往来する際は、両国の旅券を所持して旅行することとなります。

新生児が日本の旅券の発給を受けるためには戸籍が必要です。総領事館に出生届を提出した場合、戸籍に記載されるまでに1～2ヶ月程度かかります。当館に出生を届け出た場合で戸籍に記載される前に日本に帰国しなければならないときは、戸籍に記載される前でも旅券に代わる「帰国のための渡航書」の発給を受けることができますのでご相談下さい。